

平成18年第7回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成18年12月21日(木曜日)

議事日程 第3号

平成18年12月21日(木曜日) 午後1時30分開議

- 日程第 1 行政報告
- 日程第 2 議案第193号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合とみなかみ町との間における関越自動車道の救急業務に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第 3 請願第5号 公衆トイレ設置を求める請願について(継続審査分)
請願第8号 「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策に関わる請願について
請願第9号 行き詰まったWTOに代わる食糧主権に基づく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求める請願について
請願第10号 地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める請願について
- 日程第 4 陳情第11号 高校再編整備計画に伴う沼田高校、沼田女子高校の存続について
- 日程第 5 陳情第12号 上区下悪戸地域への道路改良のお願いについて
- 日程第 6 発議第11号 県立高校再編計画に関する意見書について
- 日程第 7 議案第176号 みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第183号 群馬県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第 8 議案第173号 みなかみ町農業員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定について
議案第174号 みなかみ町山岳資料館条例の制定について
議案第175号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 行財政改革特別委員会委員長報告について(中間報告)
- 日程第10 発議第12号 みなかみ町議会議員 倫理の向上について
- 日程第11 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第12 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	矢野義夫	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	助役	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	櫛渕哲夫君	水上支所長	阿部正一君
新治支所長	石坂一美君	財政課長	木村一夫君
地域振興課長	林昭君	税務課長	林文博君
保健福祉課長	原澤和己君	環境課長	阿部正君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	阿部一司君
建設課長	鈴木初夫君	都市計画課長	若桑一雄君
学校教育課長	小泉行夫君	上下水道課長	青山実君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 議

午後 1 時 3 0 分開会

議 長 (傳田創司君) こんにちは、ご苦労様でございます。

開会時刻の変更等がありましたが、本日は、定刻までにご参集いただき誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は 2 3 名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

議長報告

議 長 (傳田創司君) これより報告を行います。

先日議員辞職勧告を受けた島崎栄一君が本日議場において謝罪の言葉を述べることになっておりましたが、前段謝罪文を作成し、3 常任委員会を総て周り、町当局、議会に対し多大な迷惑をかけて誠に申し訳ないと謝罪をしたことを多として、議場においての謝罪は取りやめといたしました。

島崎栄一君には今後このような行動をすることなく、新生みなかみ町の発展に滅私愛郷の精神をもって全力を尽くして頂きますことを強く要望いたしまして、議長より報告いたします。

議 長 (傳田創司君) これで報告を終わります。

議 長 (傳田創司君) 本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。日程第 3 号のとおり議事を進めます。

日程第 1 行政報告

議 長 (傳田創司君) 日程第 1、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) お許しを頂きましたので、水上リゾート開発株式会社の民事再生についての経過状況をご報告させていただきます。

再生債務者水上リゾート開発株式会社は、平成 1 8 年 1 2 月 1 2 日に再生計画案を東京地裁に提出いたしました。この再生計画案に対する債権者集会が平成 1 9 年 1 月 2 3 日に開催される予定であります。

再生計画案の基本方針は、事業譲渡代金及び再生債務者の有する資産処分金を弁済原資として、再生債権者に対し弁済を行う計画であります。この弁済原資は約 1, 3 0 0 万円で、再生債権額は 6 8 億 5 千万円余りでありますので、配当率は 0. 1 9 % となります。

再生債権者数は 6 名であり、この債権者集会において再生計画が認められれば民事再生が認可される予定であります。

町の債権は租税であり、一般債権と異なりますので債権者集会において再生計画の同意を

求められることはありません。

再生計画の中には、滞納している町税1億8千万円余りについて、群馬スノーアライアンス(株)が第三者弁済により町に納入することになっております。

また、この延滞金については、11月7日付で減免をしております。

本再生計画が裁判所において認可されますと、旧水上町が平成2年、議会の議決を得て損失補償をした、東和銀行の貸付金の損失が確定しますので、町はこの履行について東和銀行から求められることとなります。その場合は補正予算を計上し議会のご議決をお願いすることとなりますので、ご協力の程お願い申し上げます。

スキー場の運営につきましては、11月16日に事業が譲渡され、昨日から営業開始する予定でありましたが、雪が少なく、雪待ちの状況であります。

従業員は12名全員が引き続き雇用されており、今後の事業発展を期待しているところであります。以上が行政報告であります。よろしくお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 以上で行政報告を終わります。

日程第2 議案第193号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合とみなかみ町との間における 関越自動車道の救急業務に係る事務の委託に関する協議について

議長(傳田創司君) 日程第2、議案第193号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合とみなかみ町との間における関越自動車道の救急業務に係る事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第193号について、ご説明申し上げます。

関越自動車道の救急業務に係る事務については、利根沼田広域市町村圏振興整備組合から旧水上町が委託を受けておりましたが、平成17年10月1日の月夜野町、水上町及び新治村の合併により、その事務を新町みなかみ町が引き継ぐことになりましたので、新たに規約を定めることについて、地方自治法第252条の14第1項の規定により利根沼田広域市町村圏振興整備組合と協議するものであります。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第193号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第193号の質疑を終結いたします。

これより、議案第193号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第193号の討論を終結いたします。

議案第193号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合とみなかみ町との間における関越自動車道の救急業務に係る事務の委託に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第193号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合とみなかみ町との間における関越自動車道の救急業務に係る事務の委託に関する協議については原案のとおり可決されました。

-
- 日程第3**
- 請願第5号 公衆トイレ設置を求める請願について（継続審査分）**
 - 請願第8号 「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策に関わる請願について**
 - 請願第9号 行き詰まったWTOに代わる食糧主権に基づく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求める請願について**
 - 請願第10号 地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める請願について**

議長（傳田創司君） 日程第3、請願第5号、公衆トイレ設置を求める請願について（継続審査分）、請願第8号、「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策に関わる請願について、請願第9号、行き詰まったWTOに代わる食糧主権に基づく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求める請願について、請願第10号、地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める請願について、以上4件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました請願第5号、請願第8号、請願第9号、請願第10号について、一括してご報告いたします。

請願第5号、公衆トイレ設置を求める請願については、9月定例議会で継続審査となっていたものであります。9月議会でも、人の目に付きにくい場所にあるトイレは、学校から閉鎖の要請があり、車の行けない場所にあるトイレは管理しづらい等の意見があり、また近くの忠霊塔公園にトイレが完成したので案内板など設置すれば、地元民、観光客にも利用してもらえる等の意見があり、以上質疑を終わり採決の結果、請願第5号は全会一致をもって不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第8号、「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策に関わる請願についてご報告いたします。

本請願の趣旨は、9月から加入受付がスタートした品目横断的経営安定対策が進められているが、加入要件が実情に合わないために、多くの農家が経営安定対策から外されてしまうことによる要件の見直しを求めるものであります。

加入要件では、耕作面積が40ヘクタールとなっているが、みなかみ地域全体での耕作面積が1,800～2,000ヘクタールで一人平均1ヘクタールと耕作面積が少なく、該当者が殆どいないとの当局からの説明があり、委員からは利根沼田農民連合会とはどのような組織か等の意見が出され、以上質疑を終わり採決の結果、本請願は賛成多数をもつ

て趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号、行き詰まったWTOに代わる食料主権に基づく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求める請願についてご報告いたします。

各委員からは、請願内容の言い回しについて発言があり、請願文中の一節で「WTO交渉がアメリカの身勝手な態度」、インドの商工相が「WTO交渉は集中治療室と火葬場の間にいる」、このような文書内容を掲載することは好ましくない、また、自給率の向上は理解できるものの、ミニマム・アクセス制度を廃止すること、このような国政に関わる事柄は、一概にどうとは言えない、国も各産業の利益を見ての総合的判断であると思う、国内農業や安全の食糧確保は重要であるとのことは十分分かる等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本請願は、今後国の動向を踏まえ対処する必要があるので、趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第10号、地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める請願についてご報告いたします。

本請願は、食の安全に対する関心が高まる中、生産者と消費者が交流を通じ、相互理解を図り、地元で取れたものは地元で消費をするという地産地消の運動の推進を図り、具体的には「地産地消の町宣言」を求めるものであります。

地産地消については既に町としても推進している、現時点では、体制が整っていない、宣言をするのは時期尚早、豊楽館やハーベスト、水紀行館など直売所の利用に力を入れたい等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本請願は多数をもって趣旨採択とすることに決定いたしました。

以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより請願5号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8 番(穂苅清一君) 一つお聞きしますけども、これは利根川沿いの遊歩道の関係と絡んだ公衆トイレの請願かと思われるんですけども、その公衆トイレというものは遊歩道がずーっと長くある距離の中でトイレを利用するという事はあまり考えなかったのかどうか、その点を一つお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 報告の中で申し上げましたように、近くに忠霊塔公園があり、その中にトイレが設置されているということです。そして、鹿野沢地区の遊歩道上のバードゴルフ場にトイレがあるということで、地域の中にあるということを考えて、必要ないであろうということで不採択という結論に達しました。

議 長(傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第5号の質疑を終結いたします。

次に、請願第8号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第8号の質疑を終結いたします。

次に、請願第9号について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第9号の質疑を終結いたします。
次に、請願第10号について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第10号の質疑を終結いたします。
これより請願第5号、公衆トイレ設置を求める請願について討論に入ります。
本請願に対する委員長報告は、不採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第5号の討論を終結いたします。
請願第5号、公衆トイレ設置を求める請願についてを採決いたします。
本請願に対する委員長報告は、不採択であります。
本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号、公衆トイレ設置を求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

これより請願第8号、「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策に関わる請願について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第8号の討論を終結いたします。
請願第8号、「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策に関わる請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第8号、「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策に関わる請願については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

これより請願第9号、行き詰まったWTOに代わる食糧主権に基づく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求める請願について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第9号の討論を終結いたします。

請願第9号、行き詰まったWTOに代わる食糧主権に基づく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求める請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第9号、行き詰まったWTOに代わる食糧主権に基づく貿易ルールと農業・食糧政策の確立を求める請願については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

これより請願第10号、地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める請願について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ないようですので、これにて請願第10号の討論を終結いたします。

請願第10号、地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第10号、地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める請願については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第4 陳情第11号 高校再編整備計画に伴う沼田高校、沼田女子高校の存続について

議長(傳田創司君) 日程第4、陳情第11号、高校再編整備計画に伴う沼田高校、沼田女子高校の存続についての陳情を議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長(根津公安君) 本委員会に付託されました陳情第11号、高校再編整備計画に伴う沼田高校、沼田女子高校の存続を求める陳情について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本陳情者は、沼校・沼女同窓会の皆様方を中心とされた方々でございます。

陳情要旨は、県教育委員会の示す「高校再編整備計画」は反対とし、両校を統合し新高校の設置には、その必要性、合理性、緊急性もなく、現状のまま存続し、将来を担う子供

達が当分の間、落ち着いた環境の中で学習をさせてあげたいとの趣旨であります。

また、県教育委員会の方針としては、平成14年に10ヶ年計画で「高校教育改革基本方針」を発表し、利根沼田地域においては、平成21年に両校を統合し、新高校を開校するという計画であります。

その大きな理由として、利根沼田地域の中学校卒業者の著しい減少、19年には学区制を廃止し、進学希望者の都市部への流出の抑制等々、様々な実情を懸念して将来に向けての計画ということであります。

委員会の結論としては、現在の大きな問題として、県教育委員会、地元教育関係者との話し合いを持たれ、当面利根沼田地域においてどのような教育行政が望ましいのか、地域の方々と合意形成を優先し図っていただき検討して頂くことが最も重要であると位置付け、質疑を終わり採決の結果、本陳情は全会一致をもって趣旨採択とすることに決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長(傳田創司君) 以上で委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより陳情第11号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 高校生ということで、私立高校、基本的には利根沼田にありませんので、私立高校に通っている生徒は前橋高崎の方に行っていると思うのですが、今現在利根沼田の高校生、私立高校何人ぐらい行ってるんですか。

議 長(傳田創司君) 総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長(根津公安君) 具体的な数字は把握しておりません。

また委員会の質疑においてもそのような部分に触れることはありませんでしたのでお答えできません。また改めましてご報告いたします。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて陳情第11号の質疑を終結いたします。

これより、陳情第11号、高校再編整備計画に伴う沼田高校、沼田女子高校の存続について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて陳情第11号の討論を終結いたします。

陳情第11号、高校再編整備計画に伴う沼田高校、沼田女子高校の存続についての陳情を採決いたします。

本案について、委員長の報告は趣旨採択すべきものであります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第11号、高校再編整備計画に伴う沼田高校、沼田女子高校の存続についての陳情は趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第5 陳情第12号 上区下悪戸地域への道路改良のお願いについて

議長（傳田創司君） 日程第5、陳情第12号、上区下悪戸地域への道路改良のお願いについての陳情を議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました陳情第12号、上区下悪戸地域への道路改良のお願いについて、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本陳情は、上津、上区区長を始め他80名によって提出され、群馬県企業局桃野発電所の管理用道路として利用している町道悪戸～十二沢線を地域住民の声を反映させ、桃野発電所の周辺対策事業として、県当局へ働きかけ、道路改良工事の実現を願うものであります。特に冬期間においては、急勾配であり、日陰地であるため、通行に支障がある、道路改良をするにはルートの変更は必要ではなどの意見があり、以上質疑を終わり採決の結果、本案は全会一致をもって採択とすることに決定いたしました。

以上申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより陳情第12号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第12号の質疑を終結いたします。

これより陳情第12号、上区下悪戸地域への道路改良のお願いについて討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ないようですので、これにて陳情第12号の討論を終結いたします。

陳情第12号、上区下悪戸地域への道路改良のお願いについてを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第12号、上区下悪戸地域への道路改良のお願いについては、採択とすることに決定いたしました。

日程第6 発議第11号 県立高校再編計画に関する意見書について

議長（傳田創司君） 日程第6、発議第11号、県立高校再編計画に関する意見書についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、提出者根津公安議員より提案理由の説明を求めます。

18番根津公安君。

(18番 根津公安君登壇)

18番(根津公安君) 発議第11号、県立高校再編計画に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県教育委員会は、今後予想される少子化や、教育環境をとりまく社会の実情の変化に対応すべき、「高校教育改革基本方針」を平成14年2月に策定され、この方針に基づき、県立高校の再編整備計画を発表しました。

この計画の中に、平成21年度には、沼田高校と沼田女子高校を統合し、新高校を開校する方針が打ち出されました。

その理由としては、今後北毛地域の中学校卒業生の減少、それにより両校の学級減による生徒の多様な希望に添った教育課程の編成への懸念、これらの要因を克服するために、両校を統合し、8学級規模の高校とすることにより、多様な希望に添った教育課程の編成、充実が可能であると位置付けています。

また、平成19年度から、学区制が廃止されることにより、進路希望者が県内都市部に流出する傾向が高まることを予想し、利根沼田地域により有力な大学進学校として対応できる大規模校を設置して、地域からの流出を抑制することを大きな目的としています。

群馬県教育委員会の判断は、実質将来を鑑みた構想でもあり、利根沼田地域の中学校卒業予定者数の将来の実態を把握すれば、その計画に異議を唱えるものではありません。

しかしながら、利根沼田地域においては、両校とも唯一の進学校として実績も重ね、それぞれ地元に着し、愛されてきた存在であり、進学校を幾多にかかえる地域とは心情自ずから図れるものではありません。

県立高校の再編整備計画は、広く県内に影響を及ぼすことが予想されるため、その策定委員も関係地区、広範囲に選定する配慮の必要性も感じます。

結果的に、群馬県教育委員会の長期計画に基づいた案としても、構想が地元によく伝わっておらず、青天の霹靂のごとく、新聞報道で知る関係者及び陳情者の愛校心は一瞬にして不安と動揺に変わり、その心情については深い理解をすることがあります。

沼田高校、沼田女子高校の両校の統合問題は、当地域において最も大きな問題であり、将来の夢、希望を大きく抱えた子供達、家族にとりまして身近で切実な問題のため、利根沼田地域にとって、どのような教育行政が望ましいのか、関係者各位と協議を整えていただき、地域の合意形成をお図りいただけますよう強く要望するものであります。

なお、本委員会に付託されました陳情第11号の決定は趣旨採択であります。地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上で提案理由の説明といたします。

議長(傳田創司君) 提出者根津公安君の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終了いたします。これより、発議第11号について討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第11号の討論を終結いたします。
発議第11号、県立高校再編計画に関する意見書についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、発議第11号、県立高校再編計画に関する意見書については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第176号 みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第183号 群馬県後期高齢者医療広域連合の設立について

議長(傳田創司君) 日程第7、議案第176号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第183号、群馬県後期高齢者医療広域連合の設立について、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長中村正君。

(厚生常任委員会委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員会委員長(中村 正君) 本委員会に付託されました議案第176号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第183号、群馬県後期高齢者医療広域連合の設立について、以上2件を一括して、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成18年12月15日午前10時より、委員全員、担当課長及び係長等の出席を求め審査を行いました。

町水道料金審議会より提出された答申の内容を担当課より詳細説明の後、各委員より意見として、合併協議会での当分の間、現行どおりとして5年間の中で値上げを実施することはできないのか、また、12月議会で決するのではなく、住民に納得して頂いてからではどうか、値上げして滞納が増加するのではないかなど等の他に、現在の水道事業会計事情を勘案すると110円に統一するべきだ等の意見がありましたが、概ね審議会の答申を尊重しつつ現行の水道施設でポンプアップなどで年間1,500万円の経費がかかる中、削減を図る改善策、努力を推進するよう求める意見を踏まえ、担当課より経営改善化計画を来年3月を目標に作成する旨の説明を受け、以上質疑を終わり採決の結果、本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第183号、群馬県後期高齢者医療広域連合の設立についてご報告いたします。

保健福祉課長より詳細説明の後、質疑に入り、委員より保険料はどのくらいになるのかに対し、高齢者の保険料は給付費の10%になる予定である、また、今の老人医療利用者は自動的に新制度への移動となるのかに対しては、平成14年10月から老人保健の対象となる年齢が75歳となったので引き続き新制度の対象となるとの説明でありました。

以上質疑を終わり、原澤委員より最大の問題点は高齢者の給付費が増えることにより保険料も増えるというシステムに問題があり、診療報酬の引き下げ、医療の差別化なども危惧され、年寄りいじめの制度と考えると反対討論があり、採決の結果、本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長 (傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第 176 号、議案第 183 号について一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案 176 号、議案第 183 号の質疑を終結いたします。

これより、議案第 176 号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8 番穂苺清一君。

(8 番 穂苺清一君登壇)

8 番 (穂苺清一君) 議案第 176 号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、昨年 10 月の町村合併の時に水道料金については当然町村との格差は明白でありました。

旧水上町が月夜野、新治と異なる水源地を持ち、歴史や地理、様々な経過と事情があり、資源を守るためにそれぞれの集落が並々ならぬ努力と奉仕をしてきているのが現状であります。

自らの財産を失っても水を守った先輩もいらっしゃいます。まして合併するか否かで水道料金が争点にもなっておりまして、仮に合併しても、3～5 年は現状のままで住民の負担は増加しないものと水上地区の人たちは考えていました。

水道料金審議会の中でも様々意見が出されております。そして、合併してすぐ値上げの相談をして答申を出す、その上、来年から値上げ、これでは水上地区の町民の気持ちを無視していると言えませんが、食堂や旅館の大口の利用者の負担増で益々滞納が増えるのではないかというそういう心配をする声もたくさんあります。

去る 11 月 29 日に開催した議会全員協議会においても、水道料金の改定についての答申の説明はありましたが、そこでは水上地区のみの 3 年間で 1 立方メートル 55 円から 110 円の 2 倍の料金値上げが示され、全員協議会でも答申の前になぜ所管の厚生常任委員会に出されておらず、そういう不満が発言されました。基本料金については、その値上げや報告をされもしませんでした。実に説明不足で性急すぎる、そういうやり方であると私は判断します。

3 町村の法定合併協議会の決定にも、また住民との約束にも反する値上げには改悪であると思えませんので、反対いたします。以上です。

議 長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

12 番小野章一君。

(12 番 小野章一君登壇)

12 番 (小野章一君) 議案第 176 号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論をいたします。

昨年の町村合併に伴い、水道事業会計が統合して事業運営を実施しておりますが、会計内の料金格差、必要経費の増加等により経営が悪化し、危機的状況にあります。

水道事業は、日常生活に欠くことのできない飲料水の供給であり、配水施設の整備、浄水施設機能の維持向上のための整備、石綿管の敷設替え、水源の確保、メーター器の交換等、さらなるライフラインの確保と充実が必要であり、安全な水が安定供給されるためには水道料金値上げが不可欠であります。

よって、給水条例改正はやむを得ないものと考え賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) 次に反対討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第176号の討論を終結いたします。
議案第176号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。
よって、議案第176号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例については可決されました。
これより、議案第183号について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
8番穂苅清一君。
(8番 穂苅清一君登壇)

8 番(穂苅清一君) 群馬県後期高齢者医療広域連合の設立という第183号の議案について反対の立場から討論いたします。

これは高齢者医療保険法という法律が基になりますけども、この法律は主として75歳以上の高齢者を国民健康保険や組合健康保険から脱退させて、75歳以上だけの独立した保険制度を作ります。今まで家族に扶養されていた人を含めて、保険料は介護保険料と同じように年金から天引きになります。

年金が少なく、保険料が天引きできない人は直接徴収されますが、年金で払えないのにどうして納めればよいのでしょうか。さらに滞納すれば、保険証は取り上げるという制裁措置もあります。

後期高齢者医療広域組合は、国が法律で県単位に全市町村に加盟を義務づけて、脱退も認められない異例な組織であります。

広域連合はもともと住民の声が届きにくいという、そういう重大な問題があります。

この制度の最大の問題点は、「医療給付費が増えれば、保険料の値上げにつながる」というシステムになっているということです。

このことが利用者の受診抑制につながり、高齢者の命と暮らしに重大な影響をもたらすこととなります。

最初は現行の労使折半で拠出金を出している医療保健制度から支援金を受けて運営しますが、企業拠出金を無くす第一歩になります。また、診療報酬も現役の世代と別建てになってしまい、後期高齢者の治療や入院の報酬を引き下げ、医療内容も切り詰めてしまうという高齢者に対する医療差別が公然と行われるようになってしまいます。

保険料の値上げか、または医療内容の切り下げか、どちらを取ってみても高齢者にとっては痛みしか残らない選択が迫られるということになってしまいます。お年寄りいじめで町民のためにならない、後期高齢者医療広域連合の設立に対しては私は反対し、討論いたします。以上です。

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

2番阿部賢一君。

(2番 阿部賢一君登壇)

2 番 (阿部賢一君) 議案第183号、群馬県後期高齢者医療広域連合の設立について、賛成討論を行います。

平成18年6月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正され、新たに75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度が、平成20年4月から実施されることになりました。

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を設置し、その広域連合が運営主体となって、保険料の決定や保険給付などを行うものであります。

従来の老人保健制度に比較して財政運営責任の明確化や高齢者の保険料と支え手である現役世代の負担が明確化されることになり、国民皆保険を堅持していく上で必要な医療制度改革の一つであります。

よって、群馬県後期高齢者医療広域連合の設立につきましては必要であるとして、討論といたします。議員各位のご賛同を申し上げ賛成討論といたします。

議長 (傳田創司君) 次に反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ないようですので、これにて議案第183号の討論を終結いたします。

議案第183号、群馬県後期高齢者医療広域連合の設立についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第183号、群馬県後期高齢者医療広域連合の設立については可決されました。

日程第9 議案第173号 みなかみ町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定について

日程第10 議案第174号 みなかみ町山岳資料館条例の制定について

日程第11 議案第175号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長 (傳田創司君) 日程第9、議案第173号、みなかみ町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定について、日程第10、議案第174号、みなかみ町山岳資料館条例の制定について、日程第11、議案第175号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長 (久保秀雄君) 本委員会に付託されました議案第173号、みなかみ町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定について、議案第174号、みなかみ町

山岳資料館条例の制定について、議案第 175 号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、以上 3 件を一括して、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第 173 号、みなかみ町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定についてご報告申し上げます。

現在、月夜野地区、新治地区、水上地区、それぞれ農業委員会が存在し、月夜野地区 18 名、新治地区 16 名、水上地区 11 名、合計 45 名の農業委員が存在するわけですが、4 月 1 日をもって、みなかみ町農業委員会を一つとし、定数を 30 としようとするものであります。

委員からは何ら意見なく、採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 174 号、みなかみ町山岳資料館条例の制定についてご報告いたします。

みなかみ町山岳資料館設置の目的は、谷川連峰と利根川源流の自然を生かし、谷川岳を主とする、山岳関係資料の収集展示を行うとともに、地域文化資源及び自然資源を活用した地域の活性化並びに観光振興を図ることとしています。

本案は、設置及び管理に関する必要な事項を定めるもので、入館の制限や損害賠償の義務が定められています。

各委員よりは、年末年始の休館日が 12 月 29 日から 1 月 3 日までとなっているが、観光振興という観点からすれば、観光客の多い年末年始は休館しない方が好ましい、山岳博物館ということで推進をしてきたが、将来に向けての展望はなどの意見があり、当局より第 5 条第 2 項を適用し、年末年始も会館に努力したい、将来は規模の大きい県立博物館へとつなげたいとの説明を受け、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 175 号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

群馬県信用保証協会では、中小企業庁の指導により、保証付き融資に関わる連帯保証人については、平成 18 年 4 月 1 日より法人代表者以外は徴求しないこととなりました。

こうしたことから、群馬県においては 8 月に制度改正が行われましたので、県と協調する町の小口資金融資促進条例においても一部条例を改正し、保証人として特に経営に関与していない者に負担を課すことは好ましくないとする社会的要請に基づき「原則法人代表者以外の保証人を不要とする」とするものであります。

各委員よりは何ら意見なく、採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長 (傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第 173 号から議案第 175 号まで一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8 番穂苅清一君。

8 番 (穂苅清一君) 資料を収集するということでの山岳資料館ですが、その資料はどういう所から、個人か団体なのか、その中身を知りたいと思います。

どの程度、どのくらいの量、どういう内容があるのかどうか。

もう一つは、今ご報告の中で博物館という言葉が出ておましてゆくゆくはということかと思えますけれども、これについては、この前も 100 条委員会、山岳資料館の疑惑に関

する100条委員会の設置の発議をされたときにもかなり動議がされて、その中でも明らかにされておりますけども、かつては谷川岳山岳資料館という名称での構想があったのはご存知だと思いますが、そういう構想の中での博物館移行の道筋を考えているのかどうか、それはまたどのくらいのテンポでの内容なのか、それをお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 委資料の収集は具体的にどのようなところから、どのぐらいという質問と、もう一つは博物館という言葉が使われているが、規模はどの程度かというご質問かと思えます。

報告の中でも申し上げましたように、将来を展望すると今の資料館ということではなく、もっと規模の大きな博物館というものにつなげていきたいということでもあります。

博物館は現在、日本に大町、松本、富山と3ヶ所にあるわけですが、今のみなかみ町の資料館を多くの方々から資料を頂いております。資料館を設置することによって、さらに資料展示品等が集まってくるという現状、相乗効果を合わせて、資料を増やししながら、大規模の博物津館へとつなげていきたいということでもあります。以上であります。

議 長(傳田創司君) ほかに、質疑はありませんか。

8 番穂苅清一君。

8 番(穂苅清一君) 資料たくさんと言うことではありますが、先程、どういう個人なのか、団体なのかをお聞きしたいと思うんです。団体というのは前から話が出ておるんですが、山岳会の協力を得たと言うことでもって、資料が収集できるということも言われておりましたので、本当に山岳会なのか、あるいはこの前の条例制定の時には、山岳愛好会という言葉が使われておりましたけども、山岳会と山岳愛好会はどう違うのか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 委員会の中では、多くの人たちのご協力によって資料展示物を収集しているということだけでありまして、個人なのか、団体なのかまして愛好会とはどのような組織なのかということは、委員会の中では議論されておりませんのでお答えできません。以上です。

議 長(傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案173号から議案第175号までの質疑を終結いたします。

これより議案第173号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第173号の討論を終結いたします。

議案第173号、みなかみ町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第173号みなかみ町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

これより、議案第174号について討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

9番島崎栄一君。

(9番 島崎栄一君登壇)

9番(島崎栄一君) 議案第174号について反対の討論をいたしたいと思います。

現在、みなかみ町ではお年寄りの敬老バスカードのお金一人それぞれ1枚買うために900円負担がアップしました。さらに小学校ではプールに使う塩素は買うお金はなかなかないということで、新巻小でしたら9月に入っても今までプールには入れたのに、塩素が足りないと買えないということで8月いっぱいプールが終了ということで、大変住民生活に関わるところで財政危機ということが起きています。

これからのみなかみ町は、一円、一銭も気を付けて無駄な出費は省き、住民の生活に役立つ町政をしなければならないという状態だと思っています。

そういった中で、この山岳資料館については改築、改修の工事の発注に関して、発注が決まった後にですね、予定価格を公表してもらいたいということを議会でやりましたが、公表されていません。予定価格をですね、公表してもらわなければ、その発注の金額が妥当だったのかどうか判断する材料が乏しいということで、なるべく財政再建に結びつくようにチェックをしたいということで、議会が求めているのに、その公表がなされないというのは、おかしいのじゃないかと思いました。

さらにですね、今みなかみ町では情報公開条例があります。

(「議案内容と違う討論である」との声あり)

9番(島崎栄一君) ですから、この予定価格を公表しないということは合理的理由がないのではないかということです。

で、このようですね、発注の予定価格の公表がなされない中で行われた山岳資料館の条例の制定については、いろいろ、こう今の状況を判断する中でなかなか賛成できないと、議会は行政のチェックをしなければならないということですから、その材料である情報をぜひ出して欲しい、そういう姿勢に転じていただければですね、賛成してもいいのですが、このようなどちらかという、隠すようなですね、そういう体質の中ではなかなか賛成しづらいということで反対したいと思います。

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第174号の討論を終結いたします。

議案第174号、みなかみ町山岳資料館条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第174号、みなかみ町山岳資料館条例の制定については可決されました。
これより、議案第175号について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第175号の討論を終結いたします。

議案第175号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第175号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） この際休憩いたします。14時50分より再開いたします。

（14時39分 休憩）

（14時52分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

行財政改革特別委員会委員長報告（中間報告）

議 長（傳田創司君） 日程第12、行財政改革特別委員会委員長報告（中間報告）についてを議題といたします。委員長より報告を求めます。

行財政改革特別委員会委員長速水一浩君。

（行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇）

行財政改革特別委員長（速水一浩君） 行財政改革特別委員会の中間報告（委託事業について）をさせていただきます。

お手元に配布されている報告書を読み上げ報告に代えさせていただきます。

1. 序 論

国の三位一体改革などにより、厳しい財政運営を強いられてきた西部3ヵ町村が、合併特例法の期限を機に合併したことにより、人件費・物件費・補助費などの経常経費が合併をしない同規模自治体と比べ2～3倍で、新町「みなかみ町」の財政運営をさらに厳しいものにしていく。

そのため議会としても経常経費の削減が、町民の生活に直接影響を与えることから特別委員会を設置し、町当局に意見として示すものである。

また、本特別委員会が委託事業を最初に取り上げたのは、本年9月1日より指定管理者制度を導入したことにより、少しでも指定管理料（委託費）を削減できればとの思いと、町の大規模収益事業の収支の把握である。

今回の調査を通じ感じたことは、まず、旧3町村で事業運営の方法に違いがあったこと、

また同じような収益事業でも、経費の旧町村の持ち分と委託先の持ち分に違いがあり、実態把握は難解であった。したがって、本報告書では、17年度の決算書を基に収支について概要を把握し、以下の意見を参考に次年度の年度協定を指定管理者と結んで頂ければ幸いである。

2. 各論

今回の報告書では、指定管理者制度の指定が施設ごとであることは理解するが、指定管理者制度を導入して間もないこともあり、委託先ごとに意見を述べるものとする。

●(株)月夜野振興公社(真沢の森・月夜野は一べすと・真沢ファーム)

真沢の森は、宿泊料・入場料等で年間2,900万円の売上で、約1,000万円の赤字であり、抜本的な営業戦略の見直しが必要であると思われる。

月夜野は一べすととは、年間5,600万円の売上があるものの月夜野振興公社は施設管理だけで、運営が直売組合と加工グループであるためか振興公社の決算書に売上として計上されていない。9月以降の指定管理者は月夜野振興公社であり、指定管理者は管理運営が基本となるため、振興公社の売上として計上すべきと考える。

また、収支では、年間約500万円の赤字と思われ、この施設の目的が農業振興であることは理解するが、現在の販売手数料10%(豊楽館15%)を赤字補填のため見直す必要があると考える。

●上牧温泉旅館協同組合(風和の湯)

風和の湯は、開設以来組合の民間的発想や営業努力により収益を上げ、町に寄付という形で貢献してきた。また、開設時に赤字が出ても町は補填しないという約束の元に委託を受けたことは議会としても称賛に値すると考える。

しかしながら、オープン後4年半が経過し、今後施設・設備の大規模修繕費が発生することも予想され、町の施設である以上町が修繕費を持たなければならないのであれば、施設使用料を考える必要があるのではと思う。

また、組合の好意であっても、町が指定管理者から寄付を受けることは不自然であり、組合の好意を無にしないためにも考える必要性を感じる。

●ふれあい交流館

ふれあい交流館は、水上地区湯原にあった共同浴場が、老朽化により廃館したことから強い地区要望を受け建設した施設であり、その立地から湯原温泉街活性化の中核施設と目されていた。

しかしながら、駐車場が非常に狭く更には町直営の施設であったためか、単年度収支で約1,000万円の赤字である。

今後、19年度には「まちづくり交付金事業」により、近くに町営駐車場が整備され、12月よりみなかみ町商工会が指定管理者となったことから、民間的経営センスにより収支を立て直し、付近の商店街を巻き込み湯原温泉街が再生することを期待する。

●(株)水の故郷(水紀行館・湯テルメ谷川・奈良俣サービスセンター)

水の故郷は、当初委託料・補助金の名目で町から2,000万円の持ち出しで運営をしていたが、会社や販売員の努力もあり、さらには水紀行館が「道の駅」に指定されて以来業績を伸ばし、現在は、退職派遣の職員給与も含め単年度収支0であると思われる。

指定管理者の指定後は、今まで不採算部門であった体育施設部門を切り離し、より採算性が向上することも見込み、風和の湯と同様に施設利用料を考える必要があると思う。

また、水の故郷の事業の中で定款に人材派遣を謳い、水上学校給食センターに人材を派

遣していることは、水の故郷の事業に馴染まないとの意見もあった。

さらに、「道の駅」全体に言えることではあるが、疲弊する水上地区にあって水紀行館が業績を伸ばしていることを例に挙げ、公共施設が民業を圧迫しては困るとの意見もあり、「道の駅」に集まった人を民間に流すようもっと情報発信に力を入れるべきと考える。

●(株)猿ヶ京温泉夢未来(満天星の湯)

夢未来が管理運営する施設は、三国館と温泉(入浴施設・休憩施設・食堂・売店)の複合施設であり、指定管理者制度導入前は、入浴施設のみ町が直接管理運営をし、その他の部分を夢未来が管理運営をする部分委託であった。そのため、夢未来の決算書を見ても施設全体の売上すら確認できず、経費にいたってはそれぞれの持ち分があり、委託料があったり施設使用料があったりと実態把握は難解であった。

単年度収支については0であると思われ、指定管理者制度導入後は、町に在籍のまま夢未来に出向していた職員を引き上げ、全部委託になったため明解な収支と民間的経営センスにより収益を上げ、町に施設使用料を払えるような努力を望む。

●財団法人 新治農村公園公社(一般会計事業・豊楽館・遊神館・桃李館)

一般会計事業は、新治地区の「夢のある農業」を目指した農業振興事業であるが、受託料収入と事業収入を合わせ約3,800万円であるのに対し、補助金が1,700万円である。当初の事業計画の中で、農業振興のために職員2人分位の補助であったとのことである。

豊楽館は、「たくみの里」の中核施設であり道の駅にも指定され、単年度収支で約100万円の黒字であると思われ、「たくみの里」全体で年間約55万人の観光客が訪れていることを考えると更なる営業努力を望む。

遊神館については、「満天星の湯」の開業以来、客層が違ふと言うものの徐々に売上が落ち、単年度収支で約600万円の赤字であると思われ、管理運営方式が「満天星の湯」と同じであったことから指定管理者制度導入後は、同様に明解な収支とより積極的な営業戦略を望む。

桃李館は、開設間もないためか、単年度収支で約800万円の赤字であるが、18年度は、開設時に植えたくだものの量と種類も増え、売り上げも前年比180%(11月末現在)で好調とのことであり今後が楽しみである。

全体的には、売上のある3施設の収益により農業振興の補助金1,700万円が賄えるようになればと望む。

3. 総論

本特別委員会で今回調査した中で、総体的に感じたことを以下に記す。

- ①指定管理者制度は、施設ごとの指定であり施設ごとに決算を組むべきで、決算書(貸借対照表・損益計算書)の書式は統一すべきと考える。さらには、科目も統一することにより後で比較検討に便利と思う。
- ②全ての施設で売上に対し人件費の比率が高すぎると思う。公共施設設置の大きな目的に雇用の促進があること、さらには収益を上げることが主たる目的でないことは理解するが、そのために収支を圧迫することは好ましくないと考える。
- ③全ての施設から、施設の性質・施設の規模や近隣の相場を勘案し、民間の賃貸借契約と同様に「施設使用料」を取るべきと考える。その上で、指定管理料を払うことにより、現在黒字であると思われる施設や今後黒字になるとと思われる施設から、使用料を取ることができ、今後発生する各施設の修繕費の原資になると思う。

④今回の調査の中で、序論でも述べたように物件費や補助費の比率が異常に高いことから、施設の廃止や転用が話題となったが、現行法では、廃止により補助金の返還が発生したり、転用により目的外使用が問題になるとの説明があった。

合併市町村は、国の施策により整備してきた同じような施設が、合併した市町村の数だけ存在することから、経常経費の削減には、廃止や転用さらには民間への払い下げが必要になると考える。町当局と議会は、前述したことが合併市町村にのみ可能になるよう、国に対し合併特例法の改正も含め最善の努力をすべきと思う。

以上申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 以上で、行財政改革特別委員会委員長報告（中間報告）についてを終わります。

日程第 1 3 発議第 1 2 号 みなかみ町議会議員 倫理の向上に関する決議について

議長（傳田創司君） 日程第 1 3、発議第 1 2 号、みなかみ町議会議員倫理の向上に関する決議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、提出者根津公安議員より説明を求めます。

1 8 番根津公安君。

（1 8 番 根津公安君登壇）

1 8 番（根津公安君） 発議第 1 2 号、みなかみ町議会議員、倫理の向上に関する決議についての提案理由を申し上げます。

議会は「言論の府」と言われるように、議員活動の基本は言論であって、「発言の自由と責任」が保証されています。

議会では議員である以上、原則言論自由であります。当然会議規則の制限があり、どのような発言も許されるわけではありません。

この制約を逸脱すれば、議員は道義的責任を含め、相当した制裁を奉じる立場にあります。

特に一般質問においては、行政一般事務に及ぶため、その許容範囲は広く、ゆえに質問も焦点を明確にし、執行機関の所信をただすことに傾注しなければなりません。

「議員は発言に責任があるからこそ、議員の資格と権利が享受され、議決権があり、発言が尊重されます。」言論の自由は自己責任の上に成り立つ規範の大原則にあり、ましてや表決に町の発展が左右される以上、その立場はより重責であると再認識しなければなりません。

したがって、質問や発言の趣旨、目的をよく認識し、調査を必要とするものは、根拠や証拠に基づいて行わなければならない。ましてや刑事事案に抵触する質問なら、根拠の薄い事実を公にすることは、現に判例において許しておらず、そこには一切の自己都合解釈の介在を認めず、会議規則により倫理的に制裁の対象となります。

最高議決機関において、その権威、品位は当然求められますが、目に見えない指標なだけに、議員各位においてその基軸がそれぞれ違います。

しかし、議員の前に、人として守るべき道、人間関係を律するという、この「倫理」でしか、規範を保つすべはありません。

会議規則は、あくまでルールであり、守る、守らないは議員の倫理観にほかなりません。

私達、議会も綱要を見失わず、様々な試練を乗り越えて合併したわけですから、もはや過去の事柄にとらわれず、今後、将来に即した議論を当局機関と闘わしたいものです。

以上のことを勘案し、今まで以上に発言と行動に責任を持ち、会議規則を遵守し、互いの立場を尊重し合い、議員各位が議会秩序の保持に努めることを明文し、さらに規範を律して、努力傾注することを宣言し、決議するものであります。

以上申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（傳田創司君） 提出者根津公安議員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番（穂苅清一君） この文章全体が非常に、抽象的な書き方になっていますけども、一般的には判読できるのですが、まず字句についてお尋ねしたいと思います。

中盤に、「根拠の薄い事実を公にすることは現に判例において許しておらず」というふうにあります。これは議会の倫理に関する判例として、いつ頃、何を指すその判例なのか、まずそれをお聞きしたい。

二つ目はですね、下の方から5行目にありますけども、「過去の事柄にとらわれず」というふうにありますけども、過去とは現在より前の時点なのか、あるいはどのくらいの範囲を言うのか、私はこの5月から議員ですけども、それ以前の過去と言うことになってしまうのか、そういう点もお尋ねしたいと思います。

なぜこういうことを言うかという、この町の合併当時のこと、あるいはそれ以前のことについて、知らなければならないことってのはたくさん私達があります。その調査して、その事実でその発言をするということを協調しているような文章になっておりますけども、それは現在調査が可能で本当にそういう調査が保証されているのかっていうと非常に不十分な点も考える訳なんです。

で、例えばですね、返せば、議員全員協議会で要望が出されましたけども、せめて月1回の資料配付と各課の現状報告とか、そういう説明会も開かれてこないっていうこともありますし、法で定められている議会図書室も設置されておられませんから、調査研究するそういう環境というものがですね、整えられていないというのが現状ではないかというふうに思うんです。そういう点について言うと、過去については発言するなっていうようなね、言わんばかりのそういう気持ちが伝わってくるんですけども、その点はいかがなものかというふうに思います。

3番目にですね、まとめて言ってすみませんけども、最も基本的なことをお尋ねしたいんですが、倫理＝ルールなのかどうか、法律なのかどうか、そういうふう解釈していくと何か誤解しているのではないかっていうふうに思ってしまうわけです。

例えば、道路交通法などの強制力のある法律と同一視するってことは無理があるかというふうに思いますし、その第三者機関で罰則や刑法などで処罰などをするというようなそういうルールとは全く異なるのではないかというふうに思うわけです。

で、この文章の中の最後の方にもあるんですけども、「綱要を見失わず」というので非常にまあ難しい表現なんですけども、私達議員にとっては、根本になる大事なことがまとめられているっていうものは、承知のように日本国憲法であり、地方自治法であろうというふうに思うんですが、提出者についてはそこら辺をどういうふうに基本的に考えるのか、この3点であります。以上です。よろしくお願いします。

議長(傳田創司君) 18番根津公安君。

(18番 根津公安君登壇)

18番(根津公安君) 一問目の中程でしょうか、刑事事案に抵触する質問というのが、過去の判例においていうこととの関係でしょうか、分かり易くお話をさせていただきますと、この判例というのは議会の中の判例ということをして指しているのではありませんで、やはり刑事事案、民事事案に抵触するという関係の中から、過去のいろんな日本国内中の事案に対して、最高裁等のそういった司法の場において、判決判断されたものに対しての総称として、判例という言葉を使っているわけでございます。これは現に数年前に、最高裁において事実の薄いことを公の場において公言することは絶対しては行けない行為と最高裁においては位置付けているということです。その判例と言うことをここで引用させて頂いたわけでございます。

過去はどのくらいの範囲を指すのかということですが、過去というのは字のごとく、年数を区切って位置付けされているわけではございません。概ねということですが、過去というのは当然数年前、2～3年前から十数年前、15～16年、17～18年、20年と概ねそのように過去というのは指すと提議をされておりますけれども、ここで指しているのは十数年、私のイメージの中では十数年前くらいという意味であります。

ましてや、過去というのは刑事、民事事案、要するに様々な極刑においても十数年すると時効が発生すると、そういうことがあります。民事においてはその後も数年執行されまされけれども、そういった中で刑事罰であっても、もう15年、最高刑事罰であっても15年ということがありますので、概ねあまり十数年も前のことを関わってずっと継続しているようなことはあまり好ましくない、そういう意味において過去という文言を位置付けたわけでございます。

ですから、2～3年前、3～4年前ぐらいまでは、みなかみ町議会としても、責任ある職責、職権の中にあると思いますので、その辺の中においては私はいっこうに差し支えないのではないかなと、直接民間、いろんな生活従事者に密着することから、その辺のご理解でいただきたいと思います。

3番目ですが、ルールの遵守がいかにか倫理と密着、位置づけがあるのかということですが、倫理というのは非常に難しい提議でございます。

これは議員各位におかれましても、倫理すなわち道徳、すなわち良知、ここまでのいろんな想定が広がりますので、正しい文言付けというのは私もそれは分かりません。それは議員の中で各自が背骨の部分としてある部分でございます。

これは言い換えれば道徳とは何か、そういった定義づけにおいては非常に難しいものでございますから、あくまでも決議の中で私が勘案している位置付けということでお話をさせてもらいたいと思いますが、要するに倫理とは、人の営みを向上する術、良知の源であると位置付けております。

要するに人間が人間として日々、暮らす中で最低必要限度守らなければ行けない、また守るべき背骨に当たるもの、そういったものをまず規範におかなければ、何事においても、やはりルール無視につながってしまうと、そういう中から、倫理という定義付けをしております。倫理すなわち良知、私はこのように言い変えても構わないと思います。

良知というのは説明も難しいと思うのですが、知能指数がIQと表現するのであれば、良知はEQであると、そういう中で心の指標、そう思って頂ければよろしいのではないかと思います。ですから、交通ルールや信号であれ、何でもルールがあれば、ルールを守る

ことが、そういった大きな混乱や問題を防ぐことができると、しかしルールを守るのは自分の心の中の規範であると、そういう位置づけの中で倫理という言葉に置きかえております。以上です。

議長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苅清一君。

8 番 (穂苅清一君) もう一度、再質問ですけれども、去る12月の今回のですね、定例会を控えた中での議運が実はその12月6日に開かれているわけですが、その時にですね、ご存知のように、議員発言についてというそういう題する議会事務局長名による文書が配布されました。

全協でもこれは配られておりますけれども、当たり前なこと、当然のことが書かれているわけですが、その時の文章をですね、今回の議会での発議の発端になっているのかなというふうに感じ取ってしまうわけです。

この時の文章の中に書かれていることでこういうのがあるんですね。「議員が他の議員から侮辱を受けた時は、申し立てをして侮辱をした議員の懲罰を要求します」っていうふうに書かれているんですね。それは議員必携の中にもいろいろあるかと思うんです。

私は実は9月の時の議会の全協でもって、某議員などから私が日本共産党員としてですね、活動や私生活にわたるそういう私生活上の隣近所への聞き取り調査をしたあげくにですね、それも不確かな根拠のないままのことを公表してですね、私の議員の資格が無いというような、そういうことまでも言って、私の政治活動やプライバシーを侵害するようなそういう出来事が発生したことがあります。

それは全員ご存知だと思うんです。当時私は他の議員からも議会で取り上げるべきではないというような指摘もありましてですね、私も全体としては、その場だけでもって打ち切られてましたから、それ以上私にしてはあまり問題にもしないでいたわけですが、しかし私にしてみれば、あまりにも今仰られている倫理の問題等も考えるとですね、議員の倫理観というものが全くなくて、そういう資質も疑われるようなそういう人たちの言動であったというふうにも取られるわけですね。

そういう点からして、その時の他の議員からも懲罰にかけたらと言うようなことも言われましたけれども、私は発言者のそれぞれの自らの反省を求めると言う気持ちでもって、それ以上のことは私は何も今日までしないで行っています。

そういう点から考えて、この発議というものがね、やはり当然のことで当たり前なことですが、敢えて議決する必要があるのかどうか、そのことがですね、大きい問題になるかもしれませんけれども、その議員の発言を制するようなそういうことにならないのかどうか、発言の自由なり、そういった言動というものは議会の中での議員のいわば一つの権利としてあるわけですが、そういうものを押さえるような働きになってしまうのでは非常に困ると私は感じるのですが、そこら辺はどうにお考えなのか、その点をさらにお聞きしたいと思います。

議長 (傳田創司君) 18番根津公安君。

(18番 根津公安君登壇)

18番 (根津公安君) 先程、概ね2点ほど、重要なことがありましたが、まさしく穂苅議員の私生活等におかれまして、根拠の薄い事柄について、中傷的にされたと、まさしく言っているとおり、そういうものを軽々に例え全協であれ、委員会であれ、本会議であれ、これはどこの組織でも会でも同じでございます。

いずれにしても、事実に基づいたものでなければ、根拠が確かなものでなければ、軽々にそういった発言しては行けませんよと、これはごく基本的なことでありまして、何もこの決議の議決をする必要はないのですけれども、しかしながら、もはや当たり前のことを当たり前前に再認識してやっていこうと、そういう強い気持ちの中で、これは特定の方を指すものではありません。

これは私も含め、全員の議員で再認識、再確認をしてまた新たな気持ちで取り組んでまいりましょうと、あくまでもこれは決意表明でございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

4番山田庄一君。

4番(山田庄一君) あまり難しいので、聞いているうちに自分が質問しなくてもいいのかなと思ってしまいました。一つだけ素朴な疑問で、選挙の時に、新しい気持ちで、議員になったら、町を一生懸命良くして行こうと言いながら、訴えてきました。

そして、議員になって言動と行動と、自分の資質を高めるために一生懸命やってきました。

敢えて、そういうことを勉強しながら、それは総て個人の資質の問題で勉強することが大事なことだと思うし、これを今言ったように、どうして決議する必要があるのかということと、本来ここまで本会議場で発議でやるべき問題ではないのではないかと思います。

もう少し違ったところで話し合いができて良いのではないかと思う問題だと思うのですがその辺はいかがですか。

議長(傳田創司君) 18番根津公安君。

(18番 根津公安君登壇)

18番(根津公安君) 非常に良い質疑でございます。

書いている私が、そのように実感したのです。なぜこのようなものが必要なのかと、本当に実感いたしました。こんなもの必要ないのですね、全然。

しかしながら、今のみなかみ町議会においては必要があるんです。それは9月定例議会でも、3月定例議会でもないのです。この12月定例議会においてこそ提出しなければいけないと、そういった断腸の思いの中で判断をさせていただきました。

特に一般質問において、今回新しい議員が、各位が本当にそれぞれのお立場の中で、活発に質問して頂きまして、素晴らしいと思っております。

しかしながら、6月、9月、今回12月と約8ヶ月間、一般質問や審議の発言に注目をしてきましたが、特に一般質問において、非常に許容範囲を超えた質問が非常に目についておりました。これは議運等のなかでも縷々そのような意見を耳にいたしました。

やはり一般質問は皆様に言うまでもなく、あくまでも行政の一般事務において、町長の施政方針を正すのが一般質問であると私は思っておりますが、刑事・民事事案に抵触するような問題、また廊下で職員にすれ違いざまに聞けば、内容がすぐ分かるような軽々な質問、目的が良く分からない不明確な質問等々が増えてまいりました。

これらに対しては、議長が有する職権の中において、注意勧告できる内容ですが、恐らく精査の中において、質問等々が適正でない判断された場合においては、今までも議長はそういった注意や指導をされてきたと推測いたしますが、やはり議員の質問権も立派に権利としてありますので、止めることはできません。

しかしながら、議長のみが職権の中において、注意勧告できると、そういった中で精査できるわけですが、それにも従わないということは、議長に対しての侮辱、またひいては

議会全体に対しての侮辱と、こういうふうにつながっていくわけでありますが、いずれにしても、一般質問のやり方によって、非常に今いろんな問題に抵触してきていると、やはり公人の立場の中で一般質問等も行っていくと、特に文言付けをしたわけでございます。

議長の持ち寄る職権の中の指導に基づいて、一般質問も行って頂けるのであれば、いろんな問題等々が大きく広がらなくとも良かったのかと、このような気持ちの中で今回これを新たに律して、次回からは一般質問をはじめ、また様々な意見を中で反映させていきたいと、穂苅議員も言われましたが、発言は本当に自由なんです。自由であるからこそ責任があるんです。責任があるからこそ、尊重もされ、それが議決権という形で反映されます。

ですから、今まで以上に発言の責任、自由は原則ありますから、責任というのをより以上に感じていこうという強い気持ちで文章にしたためたわけでございます。以上です。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9 番 島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) この文の真ん中あたりに「質問や発言の趣旨」これはまあ議会でのですね、質問や発言の趣旨だと思うんですけども、「質問の発言や趣旨、目的を良く認識し、調査を必要とするものは根拠や証拠に基づいて行わなければならない、ましてや刑事事案に抵触する質問なら根拠の薄い事実を公にすることは現に判例、現に判例において許しておらず」と言ってるんですけども、議会の発言をこのように言っている判例はないんじゃないんですか。見せて下さい。

議長(傳田創司君) 18 番 根津公安君。

(18 番 根津公安君登壇)

18 番(根津公安君) 「現に判例」というのは、先程穂苅議員の質疑でお答えいたしました、過去において、こういった要するに最高裁まで議員の発言に対して、公の場において事実の薄いものを取り合っては行けないという判例がございます。

どこの市町村かということまではそこまで資料は持ち得ておりません。

9 番(島崎栄一君) 資料がないのに何で言い切れるんですか。どこにあるんですか、そんなの。

18 番(根津公安君) 資料というのは、ここになくても、私個人で持ち得ている資料がありますので、また機会がありましたら、議員に対し提出いたしますが、議員というのは国会法が準用されておりますので、特に議会中の発言は、やはり発言の言論の府ですから、発言の自由が尊重されておりますから、名誉毀損であるとか、そういうことはなかなか発生しても、それを事案として取り上げるのが非常に難しいと、国会法による準用が地方議会にも運用されるわけですけども、そういった中において、当議員と町長の間で名誉毀損等々の縷々司法の中で町長も取り上げざるを得なかったというように、議会の中での発言というのは、議員というのは尊重されますから、なかなか名誉毀損として当たる問題が少ないということは私も認識をしております。

議長(傳田創司君) 9 番 島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) 町でですね、人を殴ればですね、傷害罪に問われ、有罪の判例もあるんですけど、ボクサーがですね、リングで相手を殴っても罪に問われません。それを傷害罪だと言っている判例も無いと思います。

で、議会ではですね、言論によっですね、切磋琢磨して行政政治が間違わないようにすることが住民の利益につながるということでですね、法的にですね、法律として議員の発言

の自由を保障しているわけです。

ですから、この判例という言葉を使ってこれやるということははっきり言えば嘘を宣言しちゃう、みなかみ町が。はっきり言って、そんな判例は無い。そういう中で、このようなですね、決議をすることは、みなかみ町つつうのは法律について知らないんだという恥をさらすんじゃないかと思うんですよ。

さっき国会法が準用されるということがありましたけども、国会法では議員の発言については民事・刑事については一切問わないというふうに明文化されています。

で、地方議員については明文化されていないけども、それに準ずるということで、やってるのが今の日本のまあ主流の法律解釈ですから、それに逆らうようなですね、こんな特殊なですね、殆ど無いような判例というものを根拠にやるっていうのはこれはおかしいと思いますけど、どうですか。

議長(傳田創司君) 18番根津公安君。

(18番 根津公安君登壇)

18番(根津公安君) だから、許していないのでしょう。だから、許していないから、無いんですよ。

9番(島崎栄一君) そんな判例ないんですよ。

18番(根津公安君) 判例において許していないのだから、ないんですよ。

9番(島崎栄一君) その判例が無いんですよ。

18番(根津公安君) だから許していないんですよ。また認めても、こういったものが出てきますが司法の場に出てきますが、許していないのです、ないんです。

9番(島崎栄一君) 発言は許しますよ。

18番(根津公安君) 発言は許していると言っても、田畑でやってるのではないのだから気を付けなさい。こういうことを直したいのです。田畑でやっているのではないのです。

もっと品位に満ちて、発言しなさい。こういうことを倫理として直していきたいと思うのです。やたら言いたいのなら、田畑に行行ってやってきなさい。

では、島崎議員はそういうことにこだわっていて、囚われて、刑事事案、民事事案のことを取り上げようと言うことですか。

私はそういったものは、一般質問において好ましくないと、それは議長の職権の中で精査していくことですから、私が言うことではありません。

それほど、議員がいろいろと証拠とか集めてくるのは勿論結構です。

そういうものは、一般質問の場でやるべきものではないのです。裁判所に持って行ってやるべき問題でしょう。そういうものを貴方は取り違えているから、こういったものを敢えて引用させていただいたということです。

議長(傳田創司君) 質疑者に申し上げます。意見を述べるのはなく、決議の内容について質疑して下さい。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 判例という言葉を入れておきながらですね、具体的にどこなんだって言っても今この場で示せない、そんな根拠のないですね、決議はやめた方が良く思うんですけど。

議長(傳田創司君) 18番根津公安君。

(18番 根津公安君登壇)

18番(根津公安君) やめる、やめない、反対、賛成は御議員がお好きなようになさったらいか

がでしょうか。判例によると、許していないのですから、これは最高裁、貴方も知っているわけですよね。許してあるのなら、許す例を見せますよ。許してないのだからないでしょう。現に最高裁もこういったものが出てきた場合には却下してますね。ですから、現に判例は許していないんでしょう。お分かりになりますか。

9 番 (島崎栄一君) 全然分かんないよ。

議 長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、発議第12号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番 (原澤良輝君) 発議第12号、みなかみ町議会議員倫理の向上についての決議に反対の討論を行いたいと思います。

合併後、初めての選挙で町民から町政に対する付託を受けて、4月から23人の議員が、町民のため、町のためそれぞれ個性を活かしながら議員活動をしてきました。

当然、憲法と地方自治法の下での活動であります。

よく、合併しなければやっていけなかったというふうなことが言われています。

合併したからと言って、町の財政は安心出来る状況にはありません。自立を選択した市町村がありますが、行政の無駄をなくし、住民に必要とされる地方自治を目指し、真剣に努力しているのと同様の努力をしなければいけないと思います。

議員が町民の付託に答え、町民の幸福のため行う活動は誰にも制限する権利はありません。自分に都合が悪いから、発言を制限するようなことは許されてはいけませんし、過去であれ、現在であれ、問題があれば発言することは保証されなければならないと考えます。見解の相違は当然あります。議会は自由・闊達な発言があつてこそ活性化すると考えます。

本決議は、町民のため、町のため、誇りを持って行ってきた議員活動をしてきたことを否定するものであり、同意出来ないことを表明して反対討論といたします。

議 長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

5番河合生博君。

(5番 河合生博君登壇)

5 番 (河合生博君) 僭越ながら若輩者ですが、発議第12号、みなかみ町議会議員倫理の向上に関する決議について、賛成の立場で討論させていただきます。

また、このような重要な発議をされた先輩議員に対し、心から尊敬の念を抱く一人であります。

総面積78,091km²、全国町村16位、群馬県第1位の広大な面積を誇り、三国山、谷川岳、平ヶ岳を中心とする2,000m級の山並みを北の屏風にし、南を延長32.2km 標高1,840mの大水上山を母に、その三角雪渓で生を受けた一滴が利根川になり、関東平野で住む幾多の生命を育む、そして、この地は多くの命の水を蓄え広大な森林が広がっている、多くの自然、観光資源、歴史文化、農業・観光の郷。

人口23,940人、昨年10月1日に大いなる知恵と決意の下で大合併した我がみなかみ町でございます。

そして、本年4月23日、多くの住民の厳しい洗礼を受け、多くの人たちの期待と希望

を一心に付託された我々23名の同志の議員であります。

落つれば、同じ谷川の水、方法、手段は違えども、町に対する安全に安心して幸せに暮らせる町づくりを願う、この思いは同じであると確信しております。

その町づくりのための議会、その議会は、みなかみ町的意思決定機関であり、議決権を中心に多くの義務と権限が与えられております。

それは具体的な政策を最終的に決定し、その実施が適法適正にかつ公平効率的に、そして民主的にされているかどうかを批判し監視することであります。

だからこそ、我々の一言一句は、住民の思い、願いの声であり、意見であり、意思であります。

我々の行う質問や、討論、そして、賛否は住民の立場に立つての泰斗たるべき努力をし、真剣な一票でなければなりません。我々は、みなかみ町全住民の奉仕者であって、一部の人たちの奉仕者ではないことを自覚しなければなりません。

議員活動の基本は言論であり、その言論により、総てが決定します。

言論は常に自己責任の中にあり、だからこそ一言一句の会議録は永久保存の取り扱いがなされているのであります。

そのために議会を構成する議員のより高い資質の向上が問われ、住民福祉の向上、産業基盤振興整備等への取り組みの中で、常に我々には建設的な節度ある発言が要求され、議題とは無関係な人身攻撃、一部の誹謗中傷を、しっかりとした根拠や入念な調査活動もなく、発言することは許されるべきではない、発言の内容によっては自己の政治的、道義的責任を問われることもあります。

荀子の言葉にある、「我を非として、当（むか）う者は我が師なり」の精神を持って望み、様々な住民の意思を反映し、議会あるいは我々議員自身が改善すべきは改善し、適切な対応をしながら、みなかみ町、議会、議員、町長、職員一丸となって、みなかみ町の活力ある発展と安心、安全、福祉の向上を目指すことを望んで賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に反対討論の発言を許します。

9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） この発議に反対の立場から発言いたします。

この発議文の中に、判例という言葉がありますが、そのような判例は無いと思います。発議者も具体的に判例を示せませんでした。

雑誌の発表に関わる名誉毀損の判例を議会での発言に当てはめることは間違った転用です。町で人を殴れば、傷害罪に問われ、有罪の判例もあるでしょうが、ボクサーがリングで相手を殴っても何ら罪には問われませんし、有罪の判例もあり得ません。

議会では言論によって、切磋琢磨し政治が行政が間違わないようにすることが住民の利益につながるのです。そのために法律で議員の発言の自由を保障しているのです。

日本の法律はこの辺りのことをきちんと折り込んでできており、そのことも知らずにこの宣言を採択すれば、世間の物笑いの種になってしまいます。みなかみ町議会の恥をさらすようなことはやめましょう。

さらにこの発議の中に、「過去の事柄にとらわれず」という言葉がありますが、この12月議会に私は取敢えて18年前の過去の質問をしました。その一般質問した750万円のことについては証拠をきちんと集め慎重に検証し確信を持って質問いたしました。鈴木町長の答弁は何ら反省もなく、道義的責任を感じないというものだったので。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君に申し上げます。ただ今の発言は討論の範囲を超えておりますので注意いたします。

9 番（島崎栄一君） いやいやあ、これからも議会発議を捏造されたり、金によってもみ消されることが起こるのではないかと懸念しています。つまり過去のことを質問しても将来のために質問しているということですので、このような文言は余計な物ではないかと思えます。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第12号の討論を終結いたします。
発議第12号、みなかみ町議会議員倫理の向上に関する決議についてを起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、発議第12号、みなかみ町議会議員倫理の向上に関する決議については可決されました。

日程第14 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長（傳田創司君） 日程第14、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。
各委員会委員長より、目下各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。
お諮りいたします。
各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第15 字句等の整理委任について

議 長（傳田創司君） 日程第15、字句等の整理委任についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議長に委任することに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

町長あいさつ

議 長（傳田創司君） 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） お許しを頂きましたので、平成18年12月定例議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る12月13日から本日までの9日間を会期として開催されましたが、この間、議員各位には、提案いたしました条例改正、補正予算等の諸議案をご審議賜り、いずれも可決のご議決を頂き、誠に有難うございました。

諸議案の執行には、審議中に賜りましたご意見を十分に留意して、厳正にして公正に執行してまいります。

また、一般質問においては、6名の議員各位から現下の諸問題を中心にご質問を賜りました。ご指摘頂きました水道問題を始め、観光振興や行財政改革等の課題についても、真剣に取り組んでまいります。

さて、安倍内閣が誕生してから3ヶ月余りが過ぎました。先の国会では、制定から59年ぶりに教育基本法が改正され、伝統と文化を尊重し、国と郷土を愛する態度を盛り込み、子供の教育は保護者に第一義的責任があると明記されました。

さらには生涯学習や幼児教育の必要性等を説いております。推進にあたっては国が教育振興基本計画を定め、これを受けて自治体が施策計画を作ることになります。

本町では、教育の座右の銘である「断えず考える」を指針にして、思いやりの心を培い、知識と情操が豊かで、礼節を重んじ、心身ともに健やかに成長する教育行政を進めてまいります。

また、安倍総理は所信表明で「活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大切にす美しい国、日本を目指す」と述べました。

その中で、イノベーション（技術革新）による経済成長を目指し、行財政改革を推進して筋肉質の政府を作りたいとしております。

しかし地方には、その活力に期待しながらも、自治体の再建法制や更なる構造改革を求めています。そして「道路特定財源」の一般財源化に道を開き、景気拡大期が最長とは言え地方交付税の削減を強める等、余りにも国家財政の都合のみが優先し、地方を切り捨てる感じを強くします。

国会は何のためにあるのか、言うまでもなく、それは国民から税を公平に徴収して、国民のために公平に支出することを決める国権の最高機関であります。

しかし現実はどうでしょうか。

国民の生命・財産を守り、均衡の取れた社会資本の整備をして地方の再生を図る議論より、その根底は何か国政選挙を優先し、徴収した税はむしろ有権者の多い都市部に配分されることが懸念されます。このままで良いのか心配であります。

みなかみ町は首都圏の水源地であります。

私は、政治の第一義は国民の生命・財産を守ることであると思いますが、この上にたっ

て関係者は、水源地の問題をどのように捉えているのでしょうか。

本町には、水源涵養と地球温暖化を防止する広大な森林地帯がありますが、これらは流域住民の生命と各自治体の興隆を図る、大きな役割を果たしているのです。

私は常々「地方の再生なくして、国の発展はない」と言い続けている一人ではありますが、この水源地を恒久的に守ることが首都圏の安定した生活を保証し、経済発展を加速させ、国の繁栄につながるものと確信するものであります。

言うまでもなく、その役割を担うのは、水源地の森・山・川であり、首都圏の水瓶として、貯水量3億8,000トン誇る4つのダムであります。

そこで、私は地方の再生、このみなかみ町の活性化は、水源地を守る運動から始まると訴えたいのであります。

その取り組みは森・山・川を守る運動であり、さらには4ダムの危機管理の対応にあると思います。森・山・川を守る運動は「谷川連峰・水と森林防人宣言」を基軸に、友好自治体の交流から始めたいと思いますが、このことは別の機会として、今回は4ダムの危機管理から私の考えを述べさせていただきます。

結論から申し上げますと、それは「玉原道路建設促進」であります。

何故ならば、国は「道路特定財源」の一般財源化にあたり、「必要な道路は建設する」と約束しました。この機会に建設の必要性を明確にして、積極的な運動を展開すべきであると考えております。

この道路建設は、平成9年5月に「玉原越え道路建設促進期成同盟会」が設立され、爾来、多くの先人・先輩、そして関係者各位が取り組み、現在に至っております。

その経緯の中で特質すべきは、自然保護団体等の反対、財政、環境問題等から群馬県が消極的であり、期成同盟の活動も沼田市・みなかみ町の関係者だけで行っているのが実態であり、今だ「道路整備促進期成同盟会群馬県協議会」に認知されていない促進期成同盟会であることです。

しかしながら、4つのダムが外国等からの外的要因や地震等で崩壊され、全部または一部が不能になった時に、どのような危機管理を考えているのか心配であります。

このような事態が起これば、首都圏の水瓶も瞬時にして凶器と化し、水源地の住民はもとより下流域住民の計り知れない生命と財産を奪うことになります。幸いにして一部で済んだとしても、その復旧を急がなければ、首都圏を中心とする広範囲の国土が廃墟となってしまいます。

しかし、このダムのある地域に通じる道路は、主要地方道県道水上～片品線の一路線だけあります。しかも急峻な地形を南北に走り、土砂崩れや雪崩と闘いながら、唯一の生活道路、4ダムの管理道路、さらには観光道路として重要な役割を果たしているのが実情であります。

昨今では北朝鮮のミサイル攻撃等が懸念され、ダムの老朽化による崩壊、渇水の危機等、不安要素は山積しております。

さらに、平成10年8月には、集中豪雨によって、粟沢・藤原地内の至る所で土石流が発生し、平成14年7月には、大穴・小中沢の土石流が人家と国道291号線を埋め尽くし、交通の遮断状態が幾日も続きました。

この間、ライフラインが寸断されて大穴以北、藤原地域の住民は、急病人等が発生することを危惧し、不安な日々を送りました。

また、記憶に新しい災害では、平成18豪雪であります。

藤原集落が孤立し、雪崩の危険性を憂慮する日々を送りました。この厳しい現実には、主要地方道県道水上～片品線しかないからであり、従って危機管理上からも、地域住民の孤立化を防ぐ上からも、玉原道路は必要不可欠な道路であります。

小野里県議は、12月定例県議会で一般質問をされ、その中で道路整備費を取り上げました。その内容は、道路整備に限定して使われる「道路特定財源」が、直近の10年間で県民が負担した68%しか国から交付されていない。その率は、全国最下位であるので増額に努め、道路整備の要望に応えられたいと強く訴えておりました。

大変に力強い援護をして頂き、心から感謝をいたしているところであります。

以上のことから、懸案の玉原道路の建設促進運動は、道路特定財源と危機管理を全面に出して取り組み、道路計画は玉原越えでなく、沼田市池田地区から「玉原トンネル」で開通することを目指し、今後は玉原道路建設促進に向けて関係機関に働きかけて行きたいと考えているところであります。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

ただ今、みなかみ町議会では「議会議員倫理の向上に関する決議」をされました。

私達執行部も、この決議を遵守し、誠意を持って発言することを誓います。

私は常々、議場で議論する時に心掛けていることは、真実・客観性・良識の三つを守ることです。

一つの事柄を議論する時に、何事においても、その根底に「真実」がなければなりません。

次に、客観性が非常に重要であります。主張や議論にあたり、自分だけの尺度や基準を設けて相手の主張を否定する人がいますが、自分の主張だけを優先して、客観的な判断を怠れば、議論は噛み合わなくなります。

最後に、良識であります。議論は思考を言葉にして、相手に伝えることであり、その言葉が良識を逸してはなりません。所謂、暴言ですが、議場は何でも発言して良いのではなく、品位保持に努めることは当然であります。

かつて国会で吉田茂首相が、ある議員の質疑に腹を立てて「馬鹿野郎」と暴言を吐き、「馬鹿野郎解散」があったことが思い出されます。

従ってお互いに、真実に基づき、正しい客観性をもって判断し、良識ある態度で発言するのが議場であり、私達もこの基本姿勢をしっかり守ってまいります。

そして、議場が「町民意思反映の場」として益々活性化し、万機公論によって議会制民主主義が守られ、町民の負託に応えることを念願しているところであります。

結びにあたり、議員各位から賜りましたご指導とご鞭撻に、心から感謝と御礼を申し上げます。

もう明日は、一年中で一番日の短い冬至であります。

毎年この日を迎えますと、いよいよ厳寒に向かう覚悟をしますが、今年は何かほのぼのとする気持ちにもなります。

何故ならば、明後日から夏至までは、一寸刻みに日が長くなるからであります。それは一歩一歩、財政再建が進み、懸案事項を解決して、輝かしい未来につなぐ夢を描けるからであります。

待望の雪が降りましたが、スキー場には雪が多く、里には程々でありたいと念願しているところであります。

後、10日余りで新年を迎えますが、議員各位には、ご家族お揃いで輝かしい新春を迎えられますことをお祈り申し上げます。

この1年のご指導に重ねて感謝を申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶といたします。大変に有難うございました。

議長あいさつ

議長（傳田創司君） 閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

今年も残り少なくなる中、今期定例会は、予定されました案件すべてを議了し本日ただ今をもって、無事閉会の運びとなりました。

定例会中は、終始熱心なご審議賜りまして、議員各位をはじめ、当局執行部並びに関係者の皆様には大変なご協力をいただいたことに厚く御礼申し上げます。

合併をしてから、1年2ヶ月が経過しましたが、住民生活に係わるすべての条件が相互理解され、一つの町となるまでにはまだかなりの日数の必要性を感じます。

一日も早く、諸条件が調整されて、共生の町を理念とし、筋の通った公正な社会を確立することが使命であることを感じます。

山積している諸問題に今後も精力的にとり組んで日々邁進していかなければと思います。

振り返ってみますと、今定例会では、議員辞職勧告決議の議決の動議が提出され賛成多数をもって可決されました。

誠に残念ではありますが、この結果は結果として、真摯に受け止めていただき、当事者からの言葉も十分に理解し、相互に住民の代表としての立場で、今後のみなかみ町の発展のために、我々議員に与えられているチェック機能と、議決権の行使は発言においても拘束されることはなく、自由と責任において充分なる審議を行い、本日の議会議員倫理の向上に関する決議を各々の心に刻みまして、紳士的な議会運営に専念をされ、町活性化のために一層のご協力を下さいますようお願い申し上げます。

これから寒さは日増しに厳しくなりますが、閉会中にも諸般の議会活動があり、何かとご多忙のことと存じますが健康には十分ご留意されまして存分なご活躍されますことと、そして、また無事越年され、健やかな新春を迎えられますよう心からご祈念申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（傳田創司君） これにて平成18年第7回12月みなかみ町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（ 16時05分 閉会 ）